

周南市手数料条例の一部を改正する条例制定について

周南市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年5月31日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市手数料条例の一部を改正する条例

周南市手数料条例（平成15年周南市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表その2 戸籍等関係の表(17)の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

(参 考)

周南市手数料条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表（第2条関係） その1 税関係（略） その2 戸籍等関係		別表（第2条関係） その1 税関係（略） その2 戸籍等関係	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
(略)		(略)	
(16) 道路運送車両法第34条第2項の規定（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	1両につき 750円	(16) 道路運送車両法第34条第2項の規定（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	1両につき 750円
(17) 社会保障・税番号制度に係る個人番号カードの再交付	1件につき 800円		
その3 建築関係～その6 その他（略）		その3 建築関係～その6 その他（略）	